第２８回

農　業　委　員　会　総　会　会　議　録

令和８年９月３０日（火）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

１．開催日時　令和８年９月３０日（火）　午前８時３０分 から ９時０２分

２．開催場所　せたな町役場　第１会議室

３．出席委員（１５人）

会長	１５番	原　田　喜　博
会長職務代理者	１４番	小　島　敏　人
委員	１番	竹　内　厚　子
	２番	玉　木　久　志
	３番	吉　田　　優
	４番	大　羽　孝　志
	５番	西　川　　譲
	６番	阿　部　紹　子
	８番	坪　井　博　之
	７番	松　崎　　豊
	９番	髙　橋　光　也
	１０番	森　　正　勝
	１１番	金　谷　勝　則
	１２番	渥　美　光　成
	１３番	大　口　　寧

４．欠席委員（　０人）

５．議事日程

第１	会議録署名委員の指名について	
第２	会期の決定について	
第３	議案第１号	農地法第１８条の規定による通知について
第４	議案第２号	農地法第３条の規定による許可申請について
第５	議案第３号	農用地利用集積等促進計画案について
第６	議案第４号	土地現況証明願について
第７	議案第５号	農地法第３条の規定による許可申請について
第８	議案第６号	農地法第４条の規定による許可申請について
第９	議案第７号	農用地利用集積等促進計画案について

６．農業委員会事務局職員

事務局長	西　田　良　子
農地係長	松　林　　功

７．会議の概要

【開会宣言】

事務局長　ただいまより第28回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長　皆さん、大変どうもご苦労様でございました。
本日は、皆さん大変忙しいさなかということで、事務局の配慮で早朝８時半から総会を行うこととなりました。

会長　９月最終日になりましたが、前半から中盤にかけて非常に天気は安定しており、稲刈りなども順調に進んでいたように感じております。まだ、若干稲刈りが残っているところもあろうかと思います。その他の農作物も順調に収穫に入ってきたなと思っております。
ただ、先一昨日からの雨、今後も何日か雨が続くということですので心配な面もございます。今のところは順調に進んでいるのかなあと思ってございます。

会長　本日の総会は、議案第７号まで案件がございます。
慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしくお願いいたしまします。

事務局長　ありがとうございました。
只今の出席委員は15名で定足数に達しております。したがいまして、せたな町農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたしました。
せたな町農業委員会会議規則第４条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長　はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第１　会議録署名委員の指名について】

議長　「日程第１　会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、12番渥美委員、13番大口委員を指名いたします。この指名は、第28回総会開会中といたします。

【日程第２　会期の決定について】

議長　「日程第２　会期の決定について」本日１日とすることにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長　　異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第3　議案第1号　農地法第18条の規定による通知について】

議長　　「日程第3　議案第1号　農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。

議長　　事務局より説明願います。松林係長。

事務局　　はい。議案1ページをご覧ください。
議案第1号　農地法第18条の規定による通知について。
農地法第18条の規定による農地について、その賃使用借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。
令和8年9月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局　　資料1ページをご覧ください。
番号20番。貸主が、[redacted]、[redacted]さん。借主が、[redacted]、[redacted]さん。
所在につきましては、[redacted]の計22筆、現況地目は田と畑と牧場、面積が合わせまして[redacted]㎡、解約の申出は、貸主の[redacted]さんからで、解約理由につきましては、後継者へ農地を贈与するためとなってございます。

事務局　　以上につきましては、土地引渡日の6ヶ月前以内に合意されており、農地法第18条第1項第2号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長　　はい。説明が終わりました。
議案第1号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長　　質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長　　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4　議案第2号　農地法第3条の規定による許可申請について】

議長　「日程第４　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長　事務局より説明願います。松林係長。

事務局　はい。議案３ページをご覧ください。
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について。
農地法第３条の規定による農地について、その所有権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許否を決定するものとする。
令和８年９月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局　資料２ページをご覧ください。
番号16番。譲渡人が、[redacted]、[redacted]さん。譲受人が、[redacted]、[redacted]さん。
所在につきましては、[redacted]の計21筆、現況地目は田と畑と牧場、面積が合わせまして[redacted]㎡、こちらの契約につきましては贈与でございます。理由につきましては、父から農地を譲り受け、営農に励みたいためでございます。

事務局　議案第１号の解約では、[redacted]が入っておりましたが、こちらは昔道路用地として買われた土地の余りで狭小地であり、現在農地として利用しておりません。また、経営移譲年金にかかわる土地ではないことから、利用状況調査により非農地とする予定でございます。

事務局　資料３ページをご覧ください。
番号17番。譲渡人が、[redacted]、[redacted]さん。譲受人が、[redacted]、[redacted]さん。
所在につきましては、[redacted]、現況地目は畑、面積が[redacted]㎡、こちらの契約につきましては贈与でございます。理由につきましては、農地を譲り受け、営農に励みたいためでございます。

事務局　資料４ページをご覧ください。
番号18番。譲渡人が、[redacted]、[redacted]さん。譲受人が、[redacted]、[redacted]さん。
所在につきましては、[redacted]の計３筆、現況地目は畑、面積が合わせまして[redacted]㎡、こちらの契約につきましては売買でございまして、単価が[redacted]円、売買価格が[redacted]円でございます。理由につきましては、農地を買い取り、営農に励みたいためでございます。譲受人の[redacted]さんは、新規就農者でございます。

事務局　資料５ページをご覧ください。

事務局　番号19番。譲渡人が、[redacted]、[redacted]さん。譲受人が、[redacted]、[redacted]さん。
所在につきましては、[redacted]、現況地目は原野と畑、面積が[redacted]㎡、こちらの契約につきましては売買でございまして、単価が[redacted]円、売買価格が[redacted]円でございます。理由につきましては、農地を買い取り、営農に励みたいためでございます。

事務局　資料6ページをご覧ください。
番号20番。譲渡人が、[redacted]、[redacted]さんと[redacted]、[redacted]さん。譲受人が、[redacted]、[redacted]さん。
所在につきましては、[redacted]、現況地目は山林と田、面積が[redacted]㎡、こちらの契約につきましては売買でございまして、単価が[redacted]円、売買価格が[redacted]円でございます。理由につきましては、農地を買い取り、営農に励みたいためでございます。

事務局　以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長　はい。説明が終わりました。
議案第2号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長　質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第5　議案第3号　農用地利用集積等促進計画案について】

議長　「日程第5　議案第3号　農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

議長　事務局より説明願います。松林係長。

事務局　はい。議案5ページをご覧ください。
議案第3号　農用地利用集積等促進計画案について。
農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第11項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。

事務局　　また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。
令和８年９月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局　　資料12から14ページをご覧ください。
番号152番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]の計99筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、利用目的は水田と転作田、採草畑と用悪水路。こちらは先月審議されました[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さんの土地の旧合理化事業の賃借権でございます。期間につきましては、2026年11月から2031年９月９日までの５年間、賃貸価格は[redacted]円で売買価格の１％となっております。

事務局　　資料15ページをご覧ください。
番号153番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]の計４筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃借権でございます。期間につきましては、2026年12月から2031年９月９日までの５年間、賃貸価格は[redacted]円、旧合理化事業による賃貸借でございます。こちらの土地の旧所有者は[redacted]さんでございます。

事務局　　資料16ページをご覧ください。
番号154番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]の計８筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、利用目的は水田と用悪水路、こちらの契約につきましては賃借権でございます。

事務局　期間につきましては、2026年11月から2031年9月9日までの5年間、賃貸価格は[redacted]円、旧合理化事業による賃貸借でございます。こちらの土地の旧所有者も[redacted]さんでございます。

事務局　資料17ページをご覧ください。
番号155番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]の計9筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、利用目的は転作田と採草畑、こちらの契約につきましては賃借権でございます。期間につきましては、2026年11月から2031年9月9日までの5年間、賃貸価格は[redacted]円、旧合理化事業による賃貸借でございます。こちらの土地の旧所有者は[redacted]さんでございます。

事務局　資料18ページをご覧ください。
番号156・159番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]の計4筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2026年10月、対価の支払期限が2026年11月20日、単価が[redacted]円、売買価格は[redacted]円でございます。受け手の[redacted]さんは新規就農者でございます。

事務局　資料19ページをご覧ください。
番号157・160番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]の計5筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2026年10月、対価の支払期限が2026年11月20日、単価が[redacted]円、売買価格は[redacted]円でございます。

事務局　資料20ページをご覧ください。
番号158･･161番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]さん。利用権の設定等をする者はお二方でして、[redacted]さん と [redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]、面積が[redacted]㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2026年10月、対価の支払期限が2026年

事務局　11月20日、単価が[redacted]円、売買価格は[redacted]円でございます。

事務局　以上の計画につきましては、農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長　はい。説明が終わりました。
議案第3号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長　質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6　議案第4号　土地現況証明願について】

議長　「日程第6　議案第4号　土地現況証明願について」を議題といたします。

議長　事務局より説明願います。松林係長。

事務局　はい。議案7ページをご覧ください。
土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。
令和8年9月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局　資料23ページをご覧ください。
番号17番。所在につきましては、[redacted]、[redacted]の計2筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、公簿地目・現況地目共に畑、利用状況につきましては、年月日不詳より原野状態でございます。願出理由は地目変更登記のためとなってございまして、所有者・願出者ともに[redacted]、[redacted]さんでございます。
2026年9月9日に竹内委員、大羽委員、阿部委員と現地に赴き、目視で確認し利用状況通り農地ではないことを確定しております。場所につきましては、25ページの図1のとおりでございます。

事務局　番号18番。所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計7筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、公簿地目は牧場と畑と雑種地、現況地目は畑と山林、利用状況につきまし

事務局　ては平成年不詳により採草畑として利用、山林状態でございます。願出理由は地目変更登記のためとなってございまして、所有者・願出者ともに[redacted]さんでございます。

2026年9月9日に竹内委員、大羽委員、阿部委員と現地に赴き、目視で確認し利用状況通りであることを確定しております。

場所につきましては、26ページの図2のとおりでございます。

こちらは、来年新規就農する[redacted]さんへ売買する際の事前登記のための地目変更でございます。

事務局　番号19番。所在につきましては、[redacted]の計2筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、公簿地目は畑、現況地目は畑と宅地、利用状況につきましては、30年以上耕作していない状況でございます。願出理由は地目変更登記のためとなってございまして、所有者が[redacted]さん、願出者が[redacted]さんでございます。

2026年9月9日に竹内委員、大羽委員、阿部委員と現地に赴き、目視で確認し利用状況通り農地ではないことを確定しております。場所につきましては、27ページの図3のとおりでございます。

事務局　資料24ページをご覧ください。

番号20番。所在につきましては、[redacted]の計3筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、公簿地目・現況地目ともに宅地と田、利用状況につきましては、平成年不詳より採草畑として利用してございます。願出理由は地目変更登記のためとなってございまして、所有者・願出者ともに[redacted]さんでございます。

2026年9月10日に西川委員、松崎委員、髙橋委員と現地に赴き、目視で確認し利用状況通り採草畑であることを確定しております。場所につきましては、28ページの図4のとおりでございます。

こちらは、[redacted]さんへ売買する際の事前登記のための地目変更でございます。

事務局　番号21番。所在につきましては、[redacted]、面積が[redacted]㎡、公簿地目・現況地目ともに畑、利用状況につきましては、3年前から原野状態でございます。願出理由は地目変更登記のためとなってございまして、所有者・願出者ともに[redacted]さんでございます。

2026年9月10日に西川委員、松崎委員、髙橋委員と現地に赴き、目視で確認し利用状況通り原野状態であることを確定しております。場所につきましては、29ページの図5のとおりでございます。一見農地のように見えるのですが、調査員5人で目の前まで行って背丈ほどある草が伸びていることをを確認しました。以上でございます。

議長　はい。説明が終わりました。

議長　　議案第４号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長　　質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長　　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第７　議案第５号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議長　　「日程第７　議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長　　事務局より説明願います。松林係長。

事務局　　はい。追加議案１ページをご覧ください。
議案第５号　農地法第３条の規定による許可申請について。
農地法第３条の規定による農地について、その所有権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許否を決定するものとする。
令和８年９月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局　　追加資料１ページをご覧ください。
番号21番。譲渡人が、[redacted]、[redacted]さん。譲受人が、[redacted]、[redacted]さん。

事務局　　所在につきましては、[redacted]、現況地目は田と宅地、面積が[redacted]㎡、こちらの契約につきましては売買でございまして、単価が[redacted]円、売買価格が[redacted]円でございます。理由につきましては、農地を買い取り、営農に励みたいためでございます。
このほかに、議案第７号の農用地利用集積等促進計画案で売買を予定しております。こちらは現況分割しているため農地法第３条での売買でございます。

事務局　　以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第３条第２項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長　　はい。説明が終わりました。
議案第５号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長　　質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長　　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第８　議案第６号　農地法第４条の規定による許可について】

議長　　「日程第８　議案第６号　農地法第４条の規定による許可について」を議題といたします。

議長　　事務局より説明願います。松林係長。

事務局　　はい。追加議案３ページをご覧ください。
議案第６号　農地法第４条の規定による許可について。
農地法第４条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その転用申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和８年９月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局　　追加資料３ページをご覧ください。
番号２番。申請者につきましては、[redacted]、[redacted]さんでございます。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[redacted]、現況地目が畑、面積が[redacted]㎡の内[redacted]㎡、転用の目的につきましては、トドマツの植林、本数につきましては[redacted]本でございます。
転用事由の詳細につきましては、当該地は山林に囲まれた高台に位置し、大型機械が入りづらく生産性・作業効率が悪いため植林を行い、周囲の山林と一体的に管理をするためでございます。位置図につきましては４ページの図１に掲載しております。

事務局　　申請地につきましては、農用地区域内農地から除外されており、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団農地であることから、第２種農地と判断いたしました。植林であることから代替地は無いものと考えます。以上でございます。

議長　　はい。説明が終わりました。
議案第６号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長　　質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第９　議案第７号　農用地利用集積等促進計画案について】

議長　「日程第９　議案第７号　農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

議長　事務局より説明願います。松林係長。

事務局　はい。追加議案５ページをご覧ください。
議案第７号　農用地利用集積等促進計画案について。
農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第11項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。
また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。
令和８年９月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局　追加資料８ページをご覧ください。
番号162・163番。利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[redacted]、[redacted]の計５筆、面積が合わせまして[redacted]㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2026年10月、対価の支払期限が2026年11月20日、単価が[redacted]円、売買価格は[redacted]円でございます。
また、[redacted]さんと[redacted]さんですが、年明けに再度売買の予定がございます。一括購入となりますと、譲渡所得税控除の対象となる800万円を超えるため、令和８年と９年に分割するものでございます。

事務局　以上の計画につきましては、農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第５項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長　はい。説明が終わりました。
議案第７号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。
議長	以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第28回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和　8　年 **10** 月 **30** 日

会議録署名委員

１２番　渥美光成

１３番　大口寧

議　長　原田喜博